

(参考6) モデル事業の実施状況調査等の中間とりまとめ結果

モデル事業実施状況調査(開始時)集計結果(抜粋)について

調査の概要

- 平成25年度社会福祉推進事業(自立相談支援機関設置・運営指針研究事業)において、自立相談支援機関の設置・運営に関する指針を作成するため、生活困窮者自立促進支援モデル事業を実施する自治体(68箇所)を対象に状況の調査を実施。

【実施機関】 一般社団法人北海道総合研究調査会

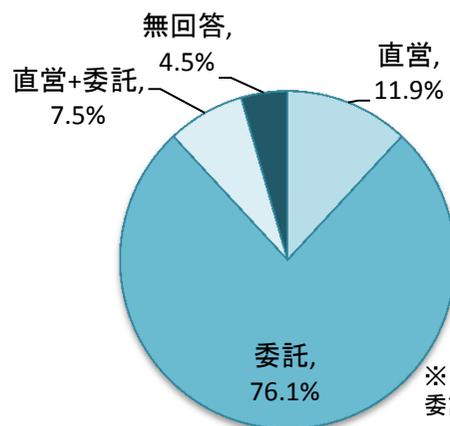
【調査期間】 平成25年10月21日～11月1日

【回収状況】 54箇所/68箇所(回収率79.5%)

1 実施形態

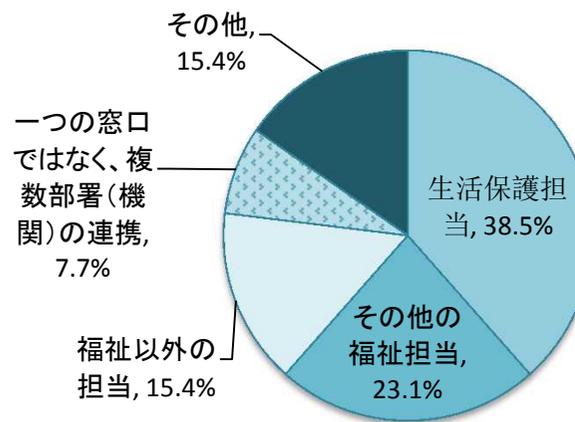
- 自立相談支援機関の設置について、委託が7割を超えており、委託先は、社会福祉協議会や社団法人や財団法人が多くなっている。直営の場合については、必ずしも生活保護担当部署だけでなく、福祉以外の部署が担当していたり、複数部署が窓口となっているなど、他の部署が担当する自治体も多い。
- 自立相談支援機関の設置場所については、役所内や受託した法人施設内が約半数となっており、他の施設や相談窓口と併設されている場合が多い。

(1) 自立相談支援機関の設置形態

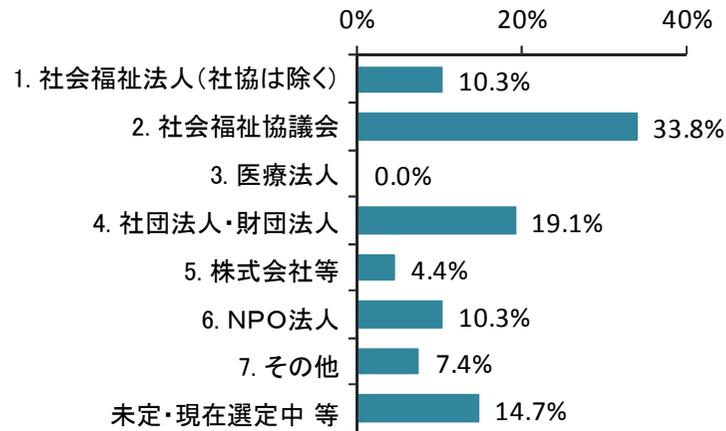


※ 調査の回収率が79.5%であるため、P28の委託先の割合と異なる

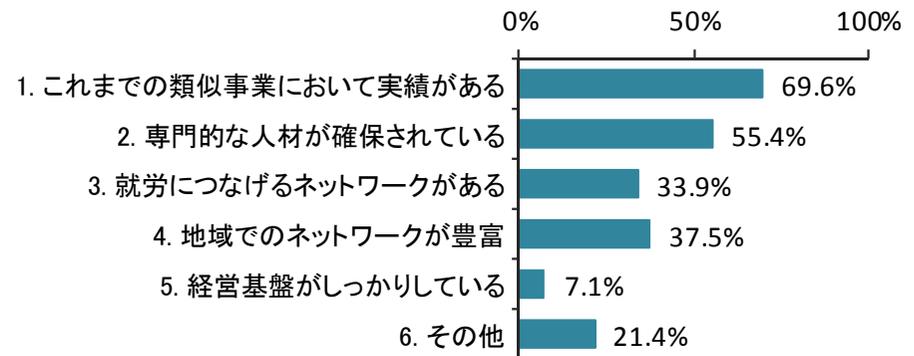
(2) 直営の窓口担当部署(設置形態が「直営」「直営+委託」を選択のみ)



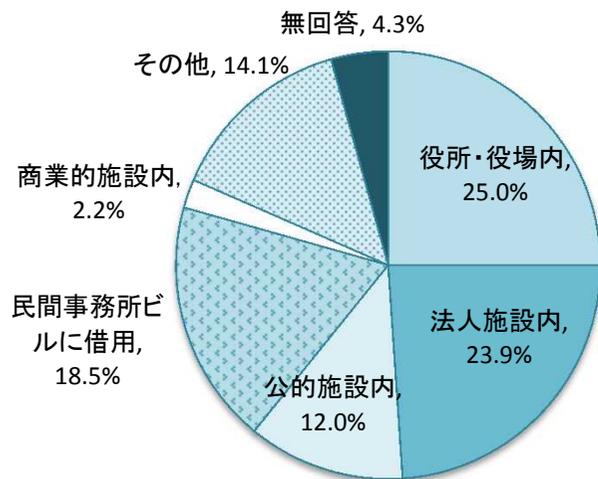
(3) 委託先 (設置形態が「委託」「直営+委託」を選択のみ)



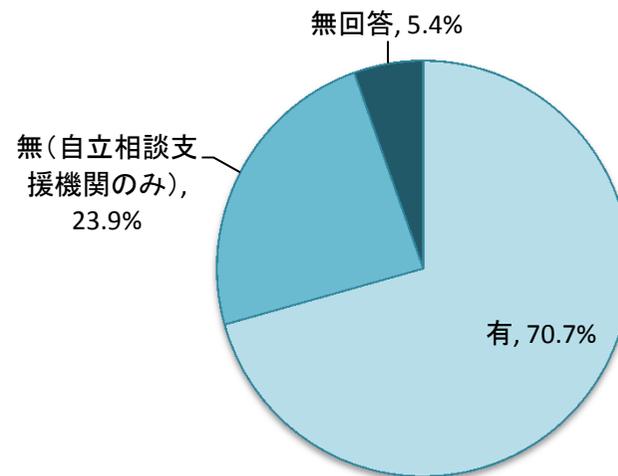
(4) 委託選定の決め手となった要因
(設置形態が「委託」「直営+委託」を選択のみ)



(5) 自立相談支援機関の設置場所



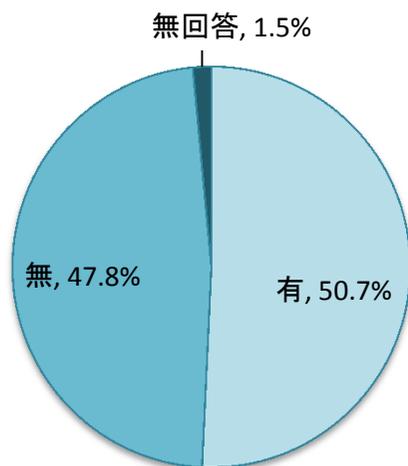
(6) 他の併設施設・相談窓口等の有無



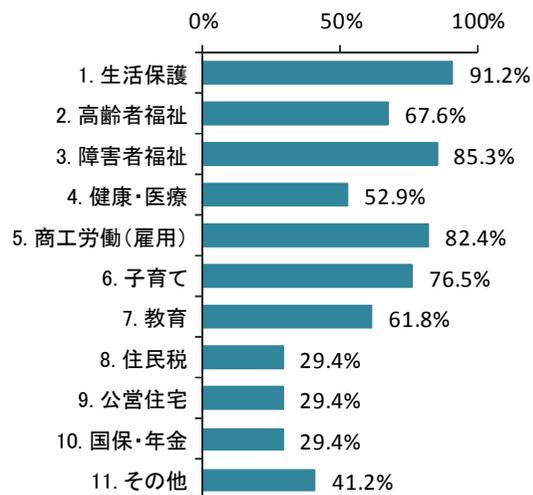
2 庁内体制の整備

- 庁内関係部署との協議の場を設置している自治体は約半数であり、福祉分野のみならず、雇用、子育て、税、住宅、産業など、様々な分野との連携が図られている。

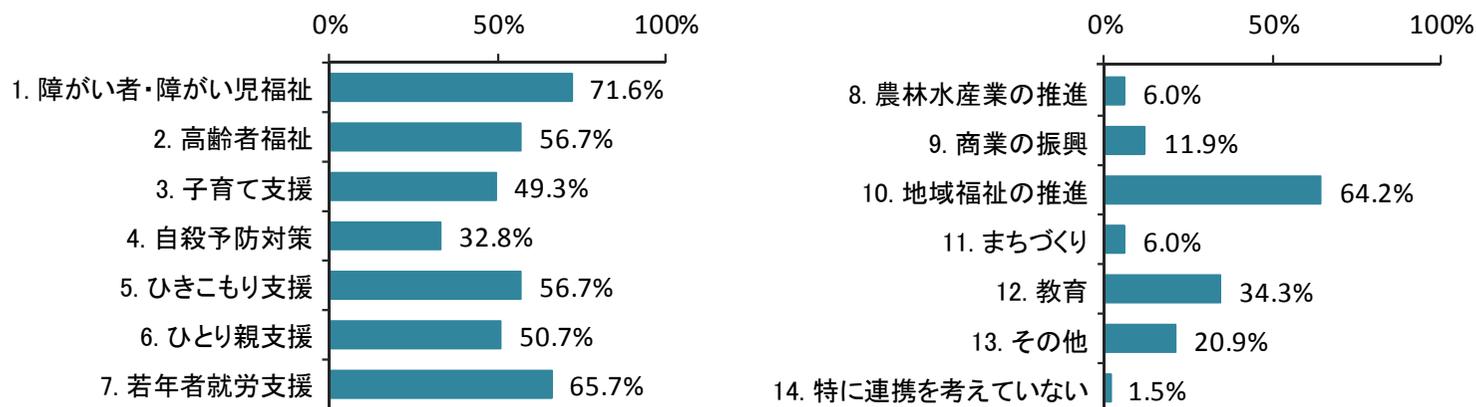
(1) 庁内関係部署との具体的な協議の場の設置状況



(2) 協議の場の参加部署・課（庁内との協議の場が「有」を選択のみ）



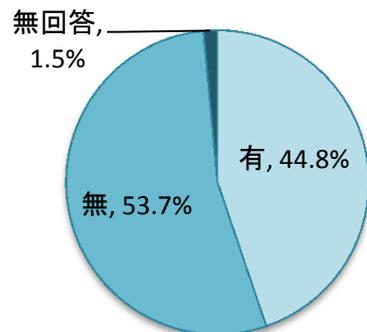
(3) モデル事業実施にあたり関連計画・施策と連携する、または連携を予定している分野



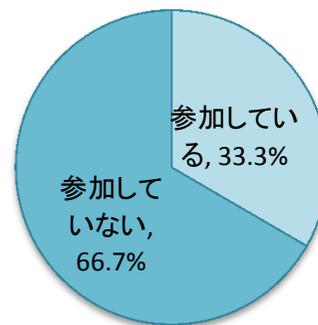
3 関係機関との連携体制

- 4割強の自治体で庁外の関係機関等との協議の場が設置されており、福祉事務所、ハローワークだけでなく、保健所や地域包括支援センター、民生委員・児童委員など様々な分野との連携が進められている。

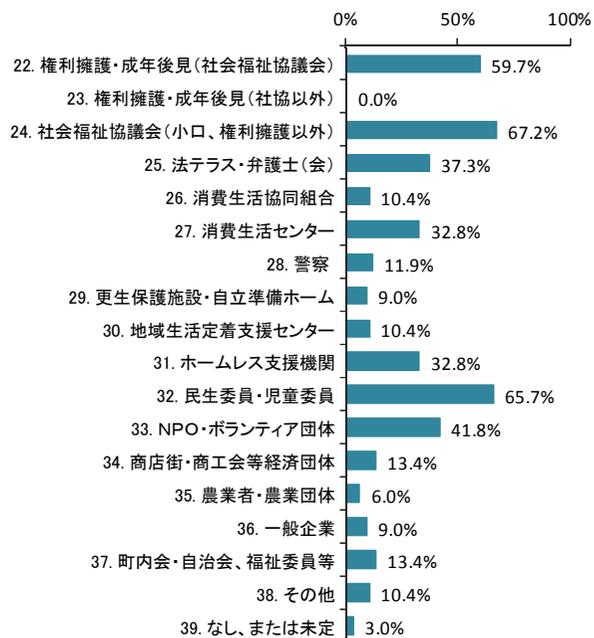
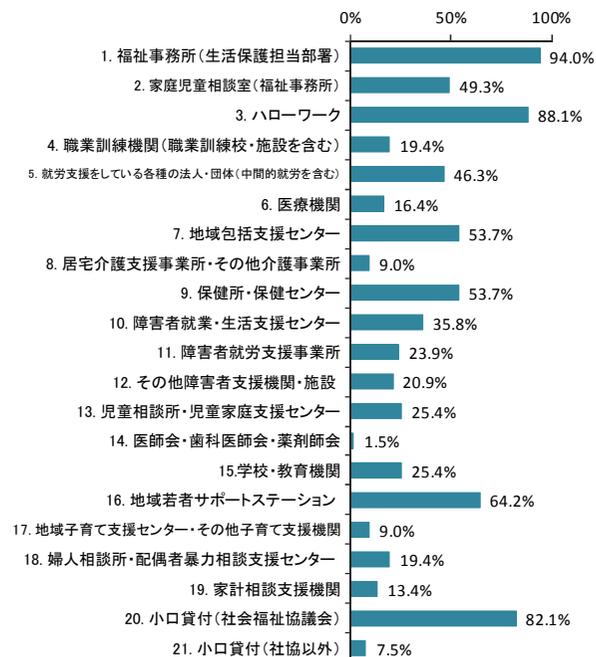
(1) 庁外の関係機関・関係者との協議の場の設置状況



(2) 有識者の協議の場への参加・参加予定



(3) 地域の生活困窮者支援体制構築にあたり連携を呼びかける機関



4 職員体制

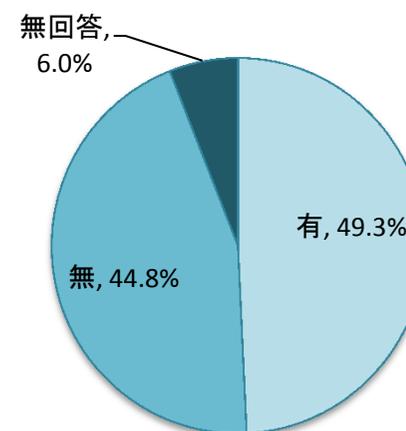
- 相談員の配置基準については今後検討されることになっているが、本年度のモデル事業においては、概ね人口に比例して配置職員数が増えている。
- 約5割の自治体が相談員のうち主に就労支援を担当する職員を配置している。
- 相談員が保有する資格としては、社会福祉士や社会福祉主事が多くなっている。

(1) 自立相談支援機関の職員配置予定（人口規模別）

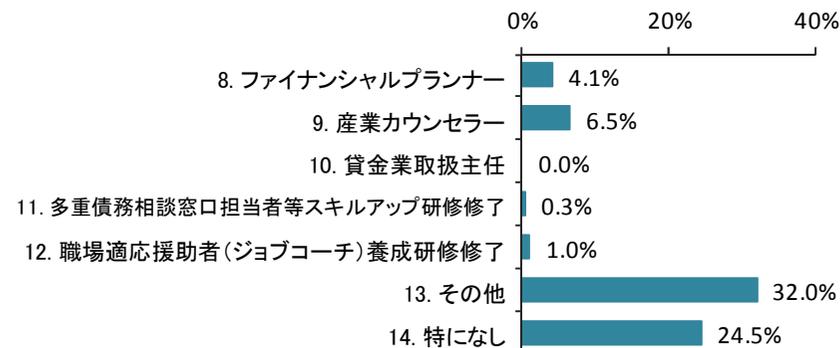
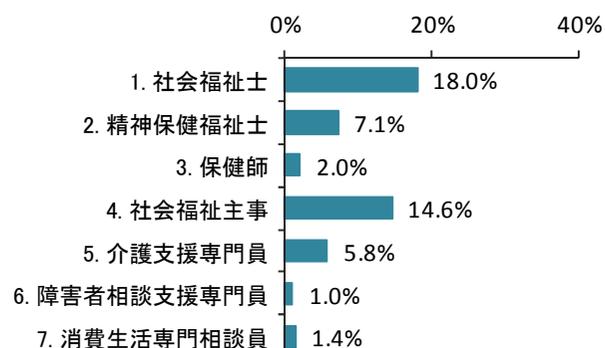
1圏域あたり平均職員数 単位：人

	職員数 (計)	相談支援に従事する職員		その他の事務職員	
		常勤	非常勤	常勤	非常勤
5万人未満	3.4	2.7	0.4	0.3	0.0
5万人以上10万人未満	4.6	3.2	0.8	0.5	0.2
10万人以上30万人未満	4.6	2.6	1.5	0.5	0.0
30万人以上50万人未満	9.8	3.7	4.2	1.0	1.0
50万人以上100万人未満	7.9	6.4	0.7	0.3	0.4
100万人以上	11.8	6.1	4.1	1.3	0.2
全体	6.3	3.7	1.8	0.6	0.2

(2) 相談支援に従事する職員のうち、主に就労支援を担当する職員の有無



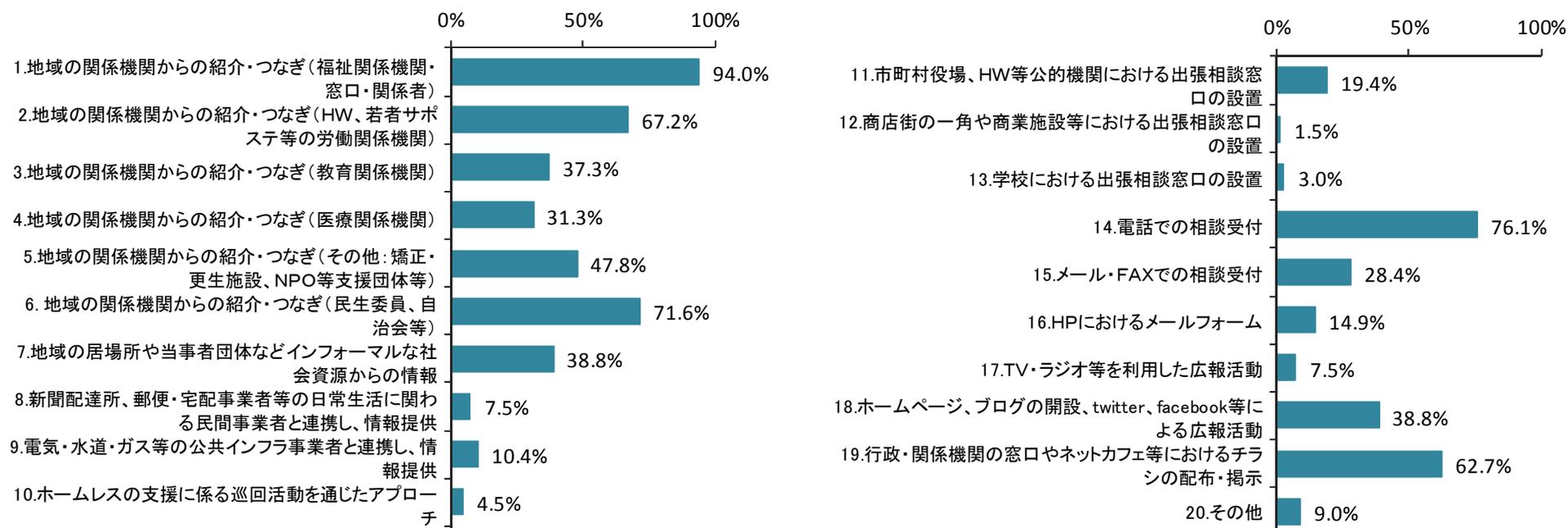
(3) 相談支援に従事する職員が保有する資格



5 把握・アウトリーチの方法

- 対象者の把握については、地域の関係機関から紹介・つながりを受けることや電話による相談が多く、また、公共料金の事業者との連携により、情報提供を受ける仕組みを構築している自治体も見受けられる。
- また、単に窓口で相談を待つだけではなく、ホームレス支援に係る巡回活動や出張窓口の開設などにより、積極的に生活困窮者を発見する取組を行っている自治体もある。

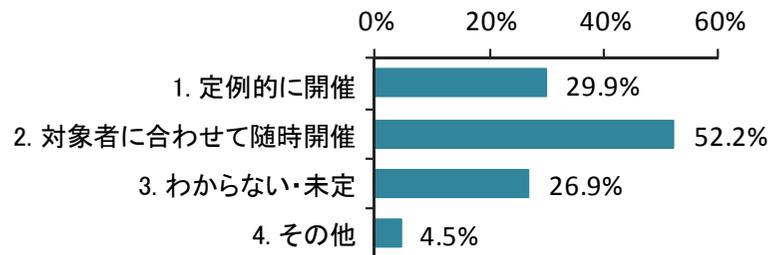
支援対象者の把握・アウトリーチの方法（複数回答）



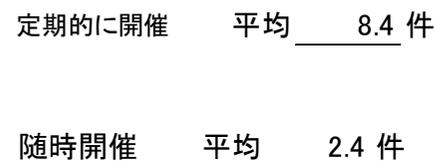
6 支援調整会議の実施

- 支援調整会議は、日程を決めて定期的を開催する場合と対象者に合わせて随時開催する場合があるが、随時開催の割合が多くなっている。また、定期的で開催されている会議の方が1回あたりの取扱いケース件数が多くなっている。

(1) 開催時期（複数回答）



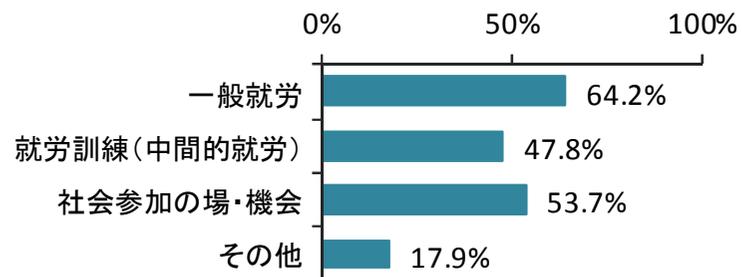
(2) 1回あたり取扱いケース件数



7 出口へのつなぎ

- 対象者に応じて、就労による自立だけでなく、社会参加の場も「出口」として想定されている。

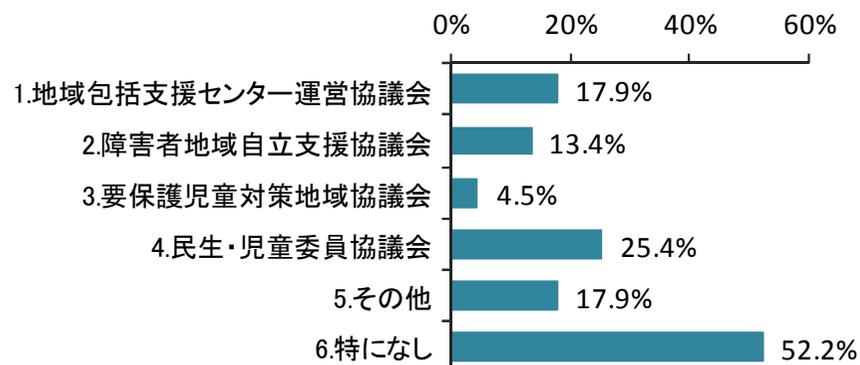
開始時に想定している（想定していた）「出口」



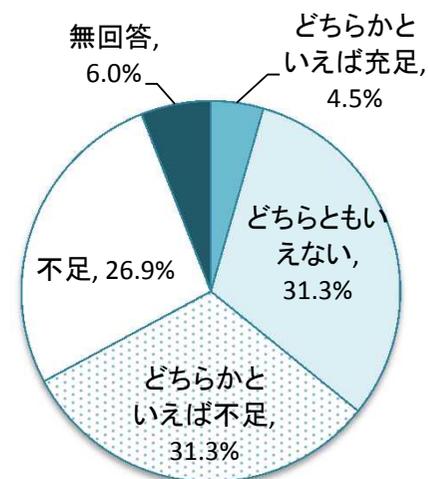
8 地域づくり

- 他の協議会等との関わりについて、高齢者や障害者、民生・児童といった既存の協議会等との連携が予定されている。
- 社会資源について、「どちらかといえば不足」「不足」としている自治体が約6割となっており、その中でも特に就労先（一般就労、中間的就労）が不足していると捉えている地域が多く、また、NPO等の支援団体が不足している地域もあり、公的な資源だけでなく、インフォーマルな資源も含めた資源の開発が必要である。

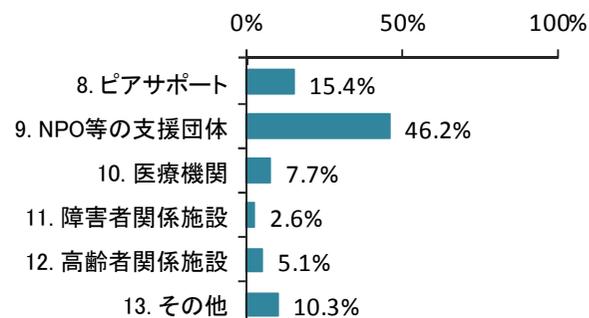
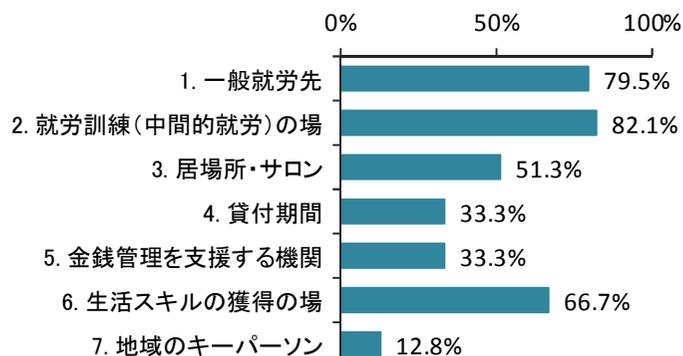
(1) 他の協議会等との連絡調整・報告の予定



(2) 地域における社会資源を行うための社会資源の状況



(3) 不足している社会資源（社会資源の状況が「どちらかといえば不足」「不足」を選択のみ）



モデル事業実施自治体における支援実績(中間報告)(抜粋)について

調査の概要

- 平成25年度社会福祉推進事業（自立相談支援機関設置使用標準様式研究事業）において、自立相談支援機関において使用する標準様式を作成するため、生活困窮者自立促進支援モデル事業を実施する自治体（68箇所）を対象に支援状況の調査を実施。

【実施機関】 みずほ情報総研株式会社

【調査期間・対象】 平成25年8月～10月新規受付ケース

【回収状況】 20自治体から697ケース（11月10日報告分）

1 新規相談受付状況

- 自治体によって、モデル事業の開始時期や自立相談支援機関の設置状況などが異なるため、一概に人口規模で比較はできないが、月間平均で2～40件弱の新規相談受付があり、相談者は男性が多く、40歳代、50歳代が多くなっている。
相談経路については、関係機関・関係者による紹介が4割弱となっており、次いで本人による来所が24.1%と多くなっている。

(1) 新規相談受付件数（自治体別月間平均件数）

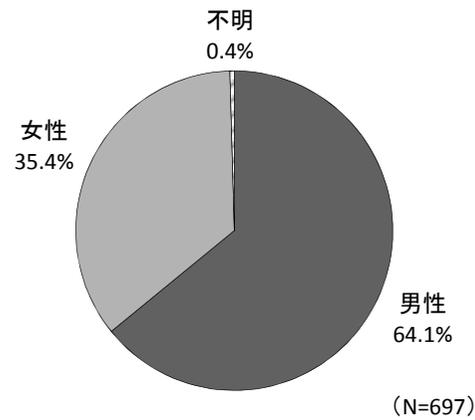
自治体名	人口 (千人)	8月	9月	10月	合計	月間 平均
北海道釧路市	180	11	5	5	21	7.0
北海道岩見沢市	87	-	-	2	2	2.0
千葉県船橋市	615	9	5	4	18	6.0
千葉県野田市	156	-	-	26	26	26.0
千葉県柏市	402	8	5	4	17	5.7
神奈川県横浜市	3,707	3	4	17	24	8.0
長野県	2,165	39	42	35	116	38.7
新潟県	2,361	23	27	39	89	29.7
石川県小松市	109	3	2	8	13	4.3
京都府京丹後市	59	6	11	12	29	9.7
京都府	2,587	21	20	12	53	17.7

(単位：件)

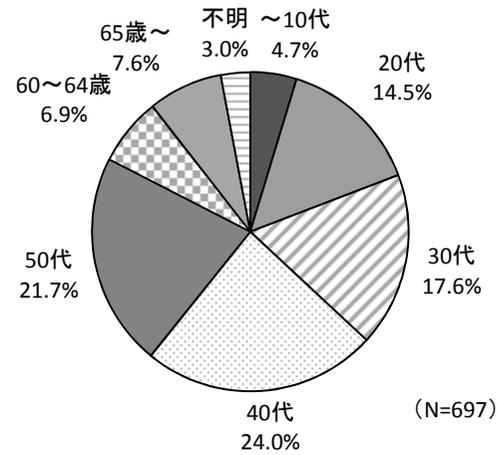
自治体名	人口 (千人)	8月	9月	10月	合計	月間 平均
奈良県奈良市	364	-	16	52	68	34.0
滋賀県東近江市	116	-	-	15	15	15.0
大阪府箕面市	133	7	7	4	18	6.0
兵庫県神戸市	1,555	-	-	2	2	2.0
徳島県	785	5	21	25	51	17.0
山口県	1,447	8	17	19	44	14.7
佐賀県佐賀市	236	-	-	2	2	2.0
熊本県菊池市	51	-	-	9	9	9.0
沖縄県	1,437	31	32	17	80	26.7
合計		174	214	309	697	

(2) 新規相談受付状況

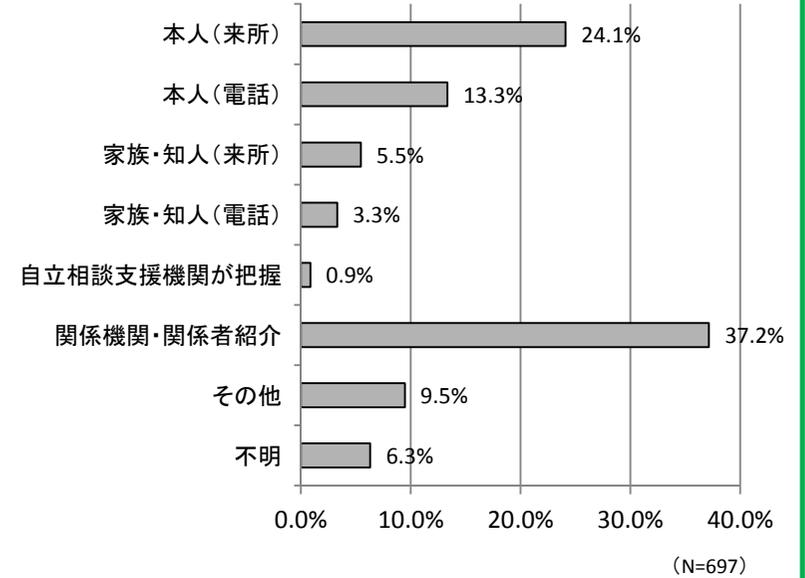
①性別



②年齢



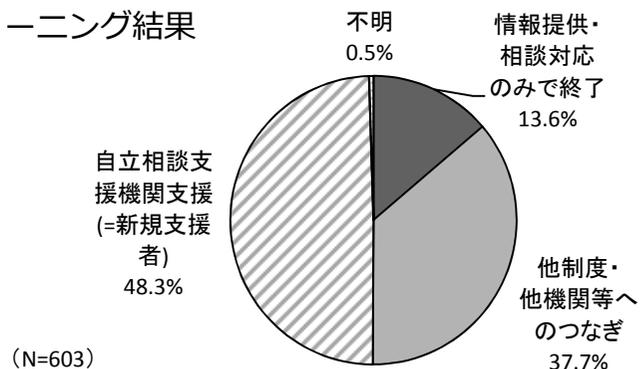
③相談経路（複数回答）



2 スクリーニング実施状況

- スクリーニング（振り分け）の結果、自立相談支援機関において支援を行うこととなったケースが5割弱、他制度・他機関等へつないだケースが4割弱となっている。

(1) スクリーニング結果

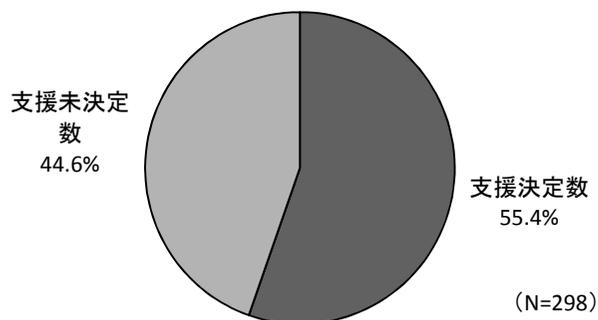


※新規相談受付の697件のうち、スクリーニングに至らなかったケース等を除いた、スクリーニング実施603件についての内訳。

3 支援決定状況

- 8月から10月に新規相談受付したもののうち、約半数が支援決定されており、本人の状況としては経済的困窮だけではなく、就職活動難、病気の割合が高くなっており、同居者がいない者、未婚者がともに5割を超えている。
- また、本人収入がある者が5割を超えているが、そのうち約半数が生活保護による収入となっており、モデル事業において生活保護受給者が一定程度支援を受けていることがうかがえる。
- 就労状況については、求職中のケースが44.6%である一方、無職（求職せず）の層も3割程度おり、離職後2年未満の者、2年以上の者がともに約25%いる。

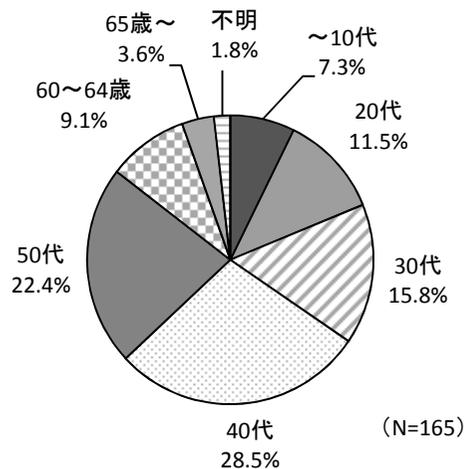
(1) 支援決定（初回プラン）の状況



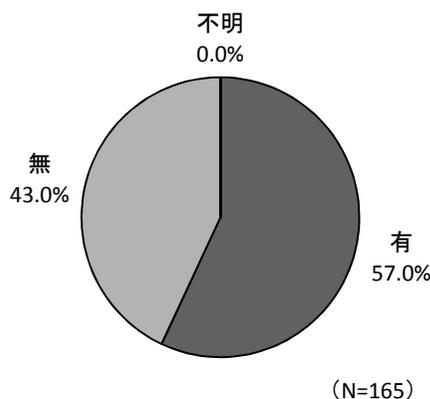
※スクリーニングの結果、自立相談支援機関での支援に至ったケースの内訳。

(2) 支援決定（初回プラン）ケースの状態像

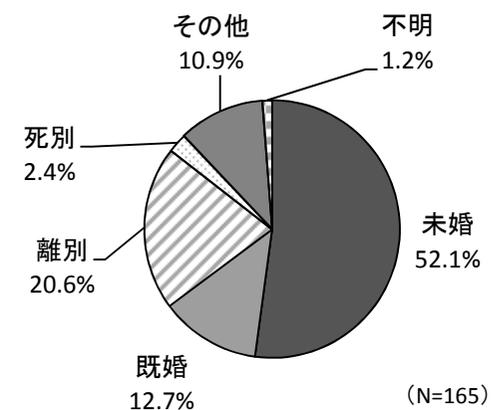
①年齢



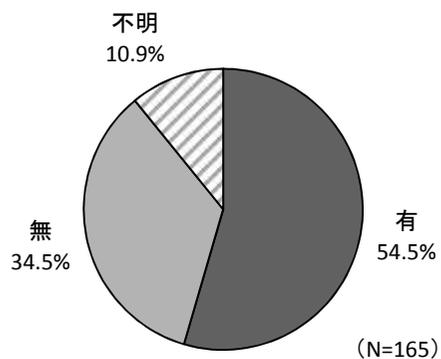
②同居者



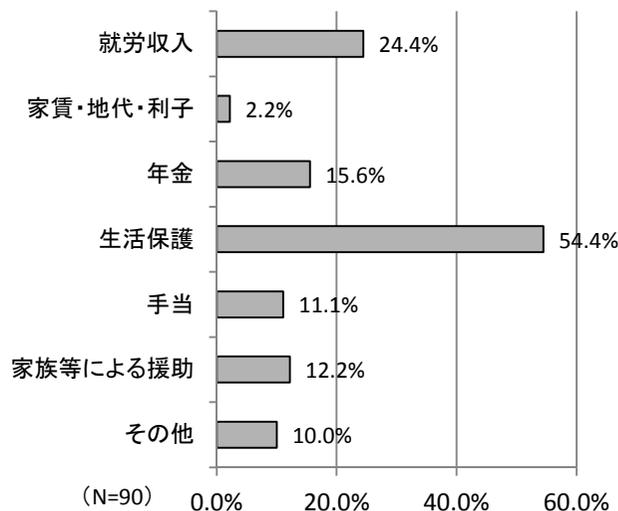
③婚姻



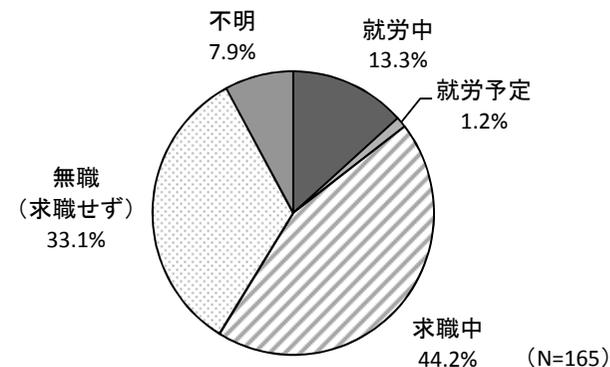
④本人収入



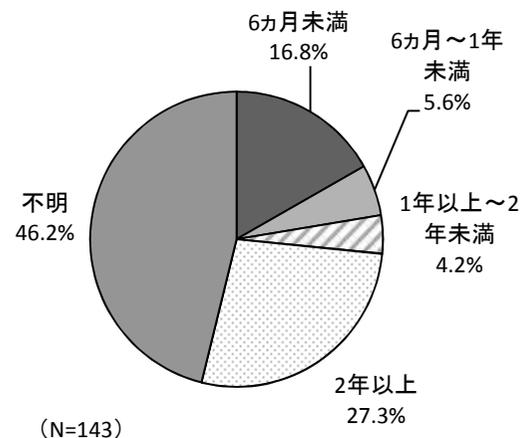
⑤本人収入の内訳 (本人収入有の場合、複数回答)



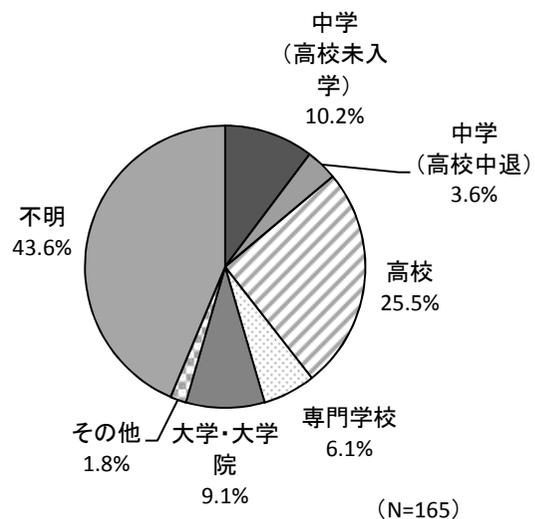
⑥就労状況



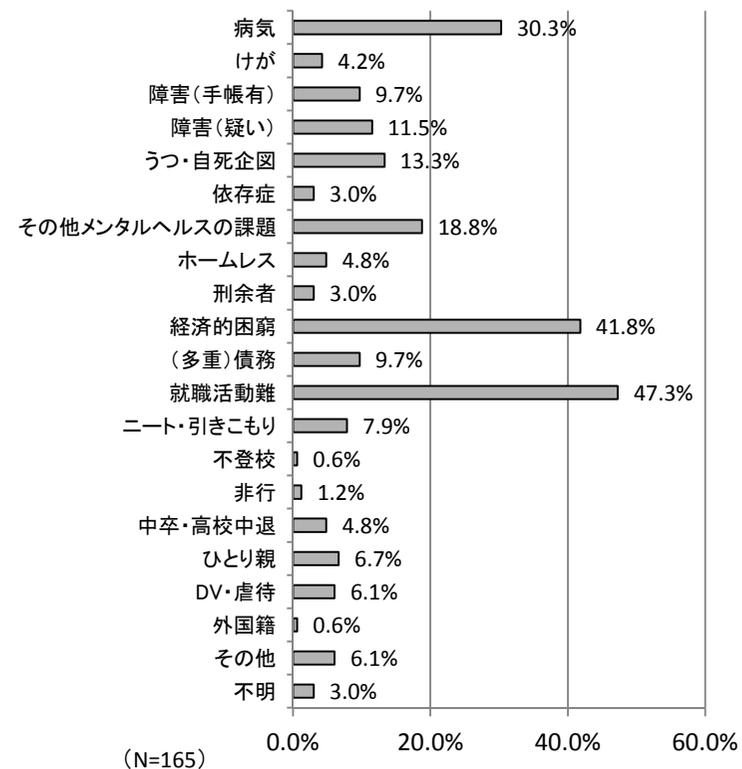
⑦直近の離職後の期間 (就労中除く)



⑧最終学歴



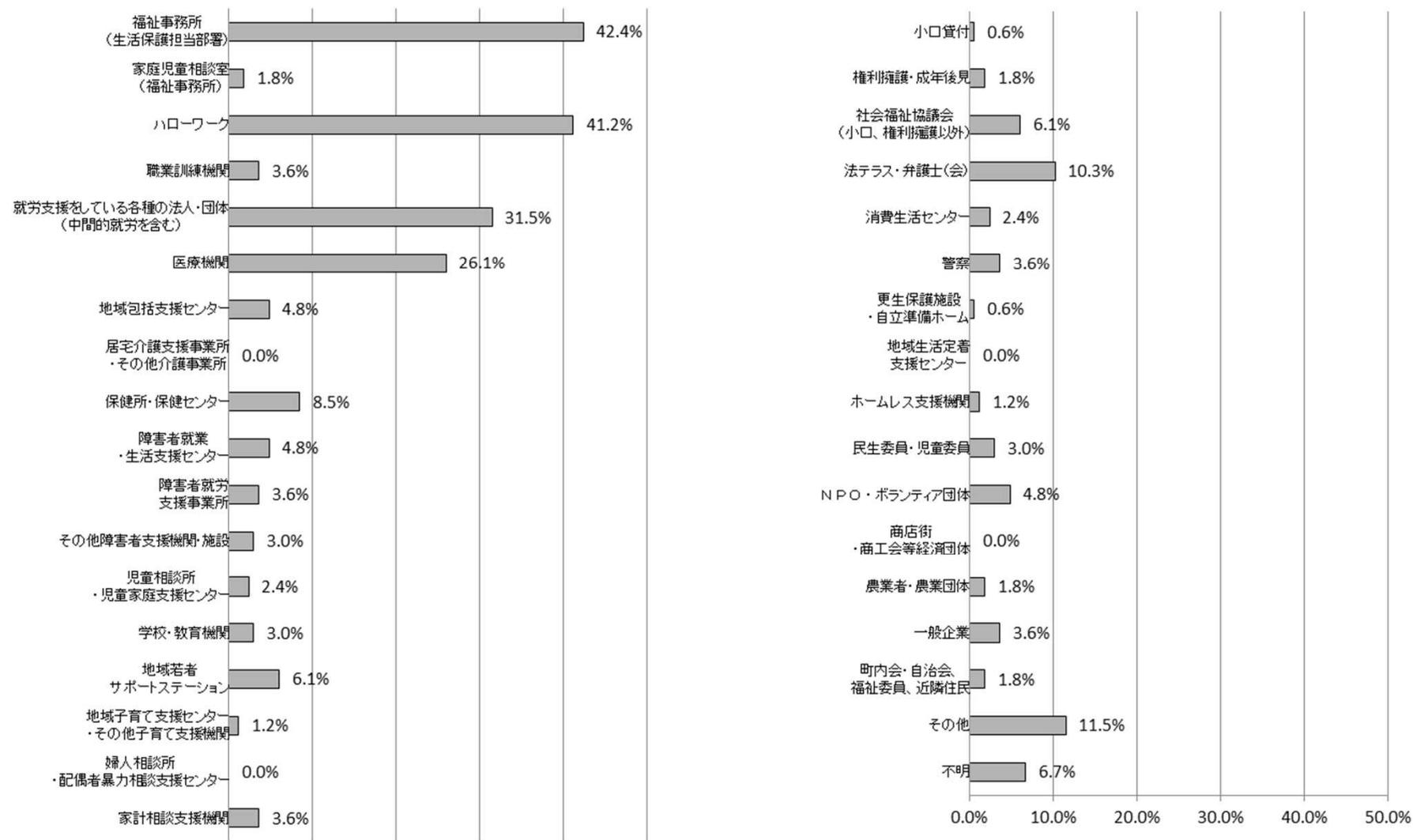
⑨本人の状況 (複数回答)



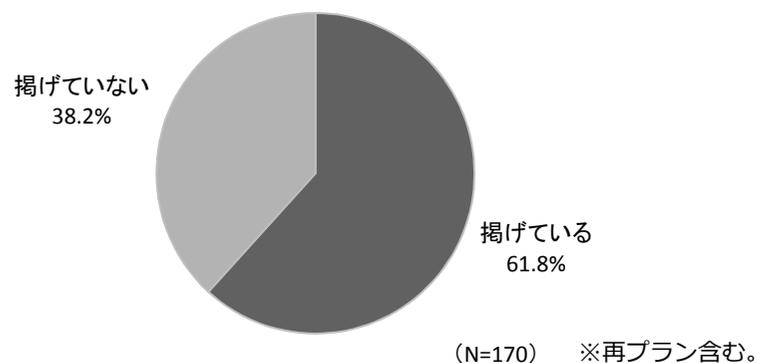
4 プランの内容

- プラン（支援計画）には福祉事務所やハローワークだけではなく、医療機関や地域包括支援センター等の既存の関係機関との連携が見られ、また、公的な機関以外にも、就労支援を行っている法人・団体や、NPO・ボランティア等のインフォーマルな関係者とも協働し、支援が提供されている。また、プランにおいて、一般就労を目標に掲げている割合は6割を超えており、支援内容としては就労準備支援事業が多く利用されている。

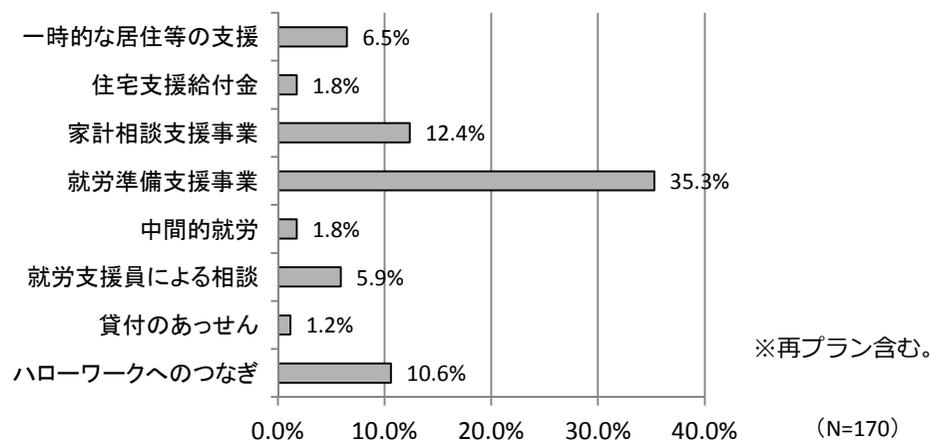
(1) プランに関わる関係機関・関係者（初回プラン）（複数回答）



(2) プラン期間内で一般就労を目標に掲げているか



(3) プランにおける生活支援サービス等利用の状況



5 支援により見られた変化

- 支援が提供されたケースのうち、評価に至った27件について、就労開始（一般就労）したケースが8件あるなど、一定の効果が見られる。
- また、経済的な変化以外にも、自立意欲の向上・改善や生活習慣の改善などが見られる。

(1) 経済的变化（複数回答）

経済的变化	件数	構成比
生活保護適用	3	11.1%
生活保護廃止	2	7.4%
生活保護減額	0	0.0%
就労開始（一般就労）	8	29.6%
就労開始（中間的就労）	0	0.0%
就労収入増加	5	18.5%
就職活動開始	8	29.6%
職業訓練の開始、就学	1	3.7%

(2) 経済的变化以外の変化（複数回答）

その他の変化	件数	構成比
社会参加機会の増加	5	18.5%
健康状態の改善	3	11.1%
生活習慣の改善	6	22.2%
家計の改善	2	7.4%
対人関係・家族関係の改善	5	18.5%
自立意欲の向上・改善	9	33.3%
その他	4	14.8%

※支援を提供したケースのうち、評価に至った27件について、
 (1) は経済的变化が見られた事項、
 (2) はその他の変化が見られた事項の内訳。

「就労準備支援事業」及び「就労訓練事業(中間的就労)の推進」の実施状況に関するアンケート集計結果(抜粋)について

調査の概要

- 平成25年度社会福祉推進事業(就労支援に関する研究事業)において、就労準備支援事業及び就労訓練事業(中間的就労)の推進に関するモデル事業の実施状況を把握するため、生活困窮者自立促進支援モデル事業を実施する自治体(68箇所)を対象に実施状況調査を実施。

【実施機関】三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社

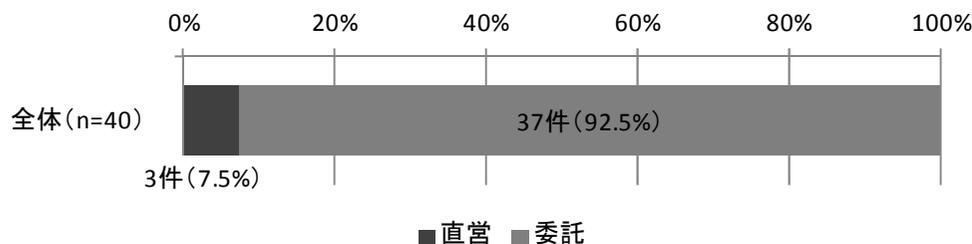
【調査期間】平成25年10月21日～11月1日

【回収状況】54箇所/68箇所(回収率79.5%)

1 実施方法(就労準備支援事業)

- 就労準備支援事業は任意事業ではあるが、68のモデル事業実施自治体の半数以上(38(56%))が実施。なお、その実施方法は、社会福祉協議会や社会福祉法人などに対する委託する割合が非常に高くなっている(92.5%)。
- 生活困窮者支援においては可能な限り就労による自立を目指すべきであり、モデル事業実施自治体においても同じ認識の下、熱心に就労支援に取り組んでいただいております、引き続き積極的な取組が期待される。

(1) 就労準備支援事業の実施方法



(2) 委託先

	回答数	割合
社会福祉協議会	9	24.30%
社会福祉法人	4	10.80%
NPO	8	21.60%
民間法人	3	8.10%
未定	8	21.60%
その他	5	13.50%
合計	37	100.00%

2 委託先以外の協力先（就労準備支援事業）

- 就労準備支援事業を含め、就労支援を実施する上でのポイントは、関係機関や民間の一般事業所の協力を得ることである。モデル事業実施自治体では、ハローワークをはじめ地域若者サポートステーションなどの関係機関と連携するほか、高齢者福祉施設や農園、パン屋、カフェなどの事業所に就労体験の受け入れ先として協力をいただいているケースが多い。

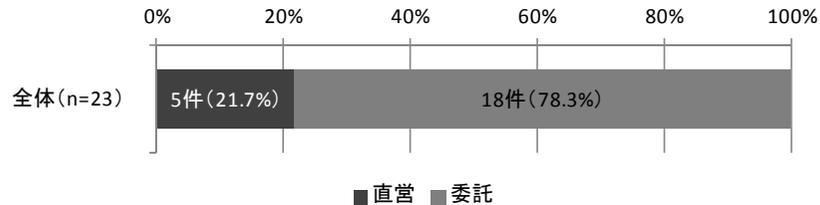
都道府県	実施主体	圏域名	団体・組織の名称	協力の具体的内容
千葉県	柏市	柏市全域	NPO法人ワーカーズコープ	福祉施設への就労体験の受け入れ
神奈川県	相模原市	相模原市南区	各地域資源	個別に開拓
新潟県	新潟県	長岡	NPO法人地域循環ネットワーク	就労体験の受け入れ(学校給食残渣の回収→家畜飼料に再利用)
岐阜県	岐阜県	岐阜県全域	岐阜県パーソナル・サポート・センター	・履歴書、職務経歴書の記入指導 ・模擬面接 ・コミュニケーション練習、ソーシャルスキルや就労意欲の向上を目的としたグループワーク 等
			岐阜県総合人材チャレンジセンター	・履歴書、職務経歴書の記入指導 ・模擬面接 ・コミュニケーション練習、ソーシャルスキルや就労意欲の向上を目的としたグループワーク 等
三重県	名張市	名張市	サンド	挨拶や履歴書の書き方等の指導
京都府	京都府	南部	京都ジョブパーク 福祉事務所、保健所	セミナー参加者の募集 セミナー参加者の募集
		北部	京都ジョブパーク 福祉事務所、保健所	セミナー参加者の募集 セミナー参加者の募集
	京丹後市	京丹後市全域	NPO法人ワーカーズコープ	就労に関するセミナーのみの委託
			社会福祉協議会 社会福祉法人よさのうみ福祉会 農園	デイサービスの就労体験受け入れ 就労に関するセミナーのみの委託 農業の就労体験の受け入れ
兵庫県	神戸市	神戸市	手作りパンの店ピノキオ	就労体験の受け入れ
			須磨浦ゴーゴーズカフェ	就労体験の受け入れ
			須磨荘シーパル須磨	就労体験の受け入れ
			福原製麺所	就労体験の受け入れ
			有限会社富士商会	就労体験の受け入れ
島根県	島根県	松江市	NPO法人ユースネットしまね	居場所づくり。
徳島県	徳島県	県内全市町村	フードバンクとくしま リサイクルショップaya	就労体験・訓練、ボランティア活動 就労訓練の受け入れ
熊本県	菊池市	菊池圏域	社会福祉法人菊愛会	高齢者福祉施設への就労体験の受け入れ
			社会福祉法人	障がい者福祉施設への就労体験の受け入れ

都道府県	実施主体	圏域名	団体・組織の名称	協力の具体的内容
大分県	大分県	東部圏域	(社福)大分県社会福祉事業団 (社福)陽谷福祉会	障がい者への就労訓練への協力 高齢者施設での就労体験
			地域若者サポートステーション	就労に向けた訓練プログラムの検討
	臼杵市	臼杵市	NPO法人ワーカーズコープ	サボステを活用した若者の自立・就労支援
沖縄県	沖縄県	南部・宮古・八重山圏域	沖縄労働局、ハローワーク(グジョブセンターおきなわ内・外)	職業紹介、訓練、個別支援(履歴書添削、自己分析等)、支援調整会議等
			就職・生活支援パーソナル・サポート・センター南部事務所(沖縄振興特別推進交付金による)	公的機関が行っていない訓練・セミナー、個別支援(履歴書添削、自己分析等)、企業実習、支援調整会議等
			就労サポートセンター(労協自主事業)	公的機関が行っていないセミナー・訓練、支援調整会議等
			那覇市就職・生活支援バックアップセンター【住宅支援給付事業】(主管課:那覇市保健管)	セミナーと個別支援(履歴書添削、自己分析等)
			那覇市保護管理課自立支援班	個別支援(履歴書添削、自己分析等)
			なはし就職なんでも相談センター(主管課:那覇市商工農水課)	セミナー、個別支援(履歴書添削、自己分析等)
			若者サポートステーションなは(主管課:沖縄県商工労働部労政能力開発課)	若年者ジョブトレ、個別支援(履歴書添削、自己分析等)
			沖縄県キャリアセンター(主管課:沖縄県商工労働部雇用政策課)	セミナー、個別支援(履歴書添削、自己分析等)
		北部・中部圏域	ハローワーク	職業紹介、訓練、個別支援(履歴書添削、自己分析等)、支援調整会議等
			就職・生活支援パーソナル・サポート・センター中部事務所(沖縄振興特別推進交付金による)	公的機関が行っていない訓練・セミナー、個別支援(履歴書添削、自己分析等)、企業実習、支援調整会議等
			パーソナル・サポート事業[主管課:沖縄県商工労働部雇用政策課、委託先:(公財)沖縄県労協]	

3 実施方法（就労訓練事業（中間的就労）の推進）

- 就労訓練事業（中間的就労）の推進については、68のモデル事業実施自治体のうち23（34%）が実施。その実施方法については、社会福祉協議会やNPO法人などに対して委託しているケースが多い（78.3%）。

(1) 就労訓練事業（中間的就労）の推進の実施方法



(2) 委託先

	回答数	割合
社会福祉協議会	6	33.30%
NPO	4	22.20%
民間法人	2	11.10%
未定	4	22.20%
その他	2	11.10%
合計	18	100.00%

4 取り組んでいる団体・組織・内容（就労訓練事業（中間的就労）の推進）

- リサイクルショップ、食堂、農業、高齢者施設など、中間的就労を受け入れている事業所は様々であるが、法人格をみると社会福祉法人やNPO法人が多い。生活困窮者に対する就労支援の一環として、中間的就労の利用の場を提供することは重要であり、法の施行に向け、地域において受け皿の確保が必要。

都道府県	実施主体	圏域名	団体・組織の名称	就労訓練事業(中間的就労)の具体的内容
北海道	札幌市	厚別区	なんもさミディアム	リサイクルショップ、食堂、清掃
			札幌市福祉生活支援センター	協力企業への受入打診(ハウスクリーニング、データ入力など)
		豊平区	なんもさミディアム	リサイクルショップ、食堂、清掃
			札幌市福祉生活支援センター	協力企業への受入打診(ハウスクリーニング、データ入力など)
千葉県	千葉市	中央区	社会福祉法人生活クラブ	施設内の環境整備、福祉用具管理等
	佐倉市	佐倉市	社会福祉法人生活クラブ	就労訓練事業、支援員養成講座
岐阜県	岐阜県	岐阜県全域	NPO法人 チュラサンガ	・就農(仲間で農作し収穫し、仲間で収益を分け合う)
			NPO法人 仕事工房ポポロ	・古紙回収 等・販促品の包装作業等・農業体験
			NPO法人 コミュニティサポートスクエア	・法人経営喫茶へのインターン就労
			りあらいず和	・A型就労作業所での就労(サービス外)
			上石津木の駅プロジェクト	・間伐材の薪割作業

都道府県	実施主体	圏域名	団体・組織の名称	就労訓練事業(中間的就労)の具体的内容
三重県	名張市	名張市	NPO法人アガベの家	農業
			名張市立病院 保育所運営協議会	環境整備
京都府	京丹後市	京丹後市全域	未定	京丹後市において、どのような中間的就労ができるかの調査研究及び啓発事業を委託
島根県	島根県	松江市	社会福祉法人しらゆり会	施設への就労体験の受け入れ(検討中)
徳島県	徳島県	徳島県	徳島県労働者福祉協議会	のんびり茶屋、フードバンクとくしま
大分県	臼杵市	臼杵市	ワーカーズコープ	サボステを活用した若者の自立・就労支援

生活困窮者自立促進支援モデル事業実施状況調査集計結果 (家計相談支援事業)(抜粋)について

調査の概要

- 平成25年度社会福祉推進事業（家計相談支援に関する調査・研究事業）において、家計相談支援機関の設置・運営指針を作成するため、モデル事業を実施する自治体（68箇所）を対象に実施状況調査を実施。

【実施機関】 株式会社日本総合研究所

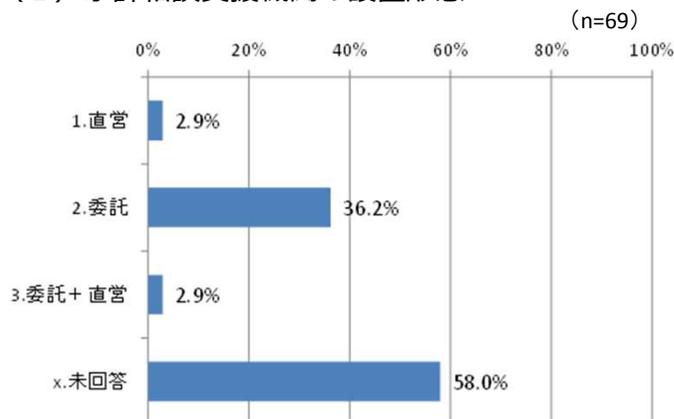
【調査期間】 平成25年10月21日～11月1日

【回収状況】 56 / 68自治体（回収率82.4%）

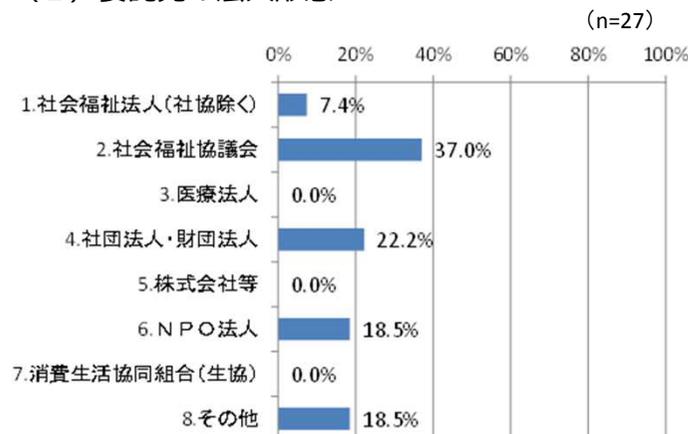
1 実施形態

- 家計相談支援事業を実施しない自治体も調査対象としているため、「未回答」の割合が高くなっているが、実施自治体についてみると、委託（委託+直営含む）による設置が多数を占め、委託先は社会福祉協議会の割合が最も高い。
- また、自立相談支援機関に併設して家計相談支援機関を設置する自治体が多く、今後、これらの事業の役割分担を整理していくことが必要である。

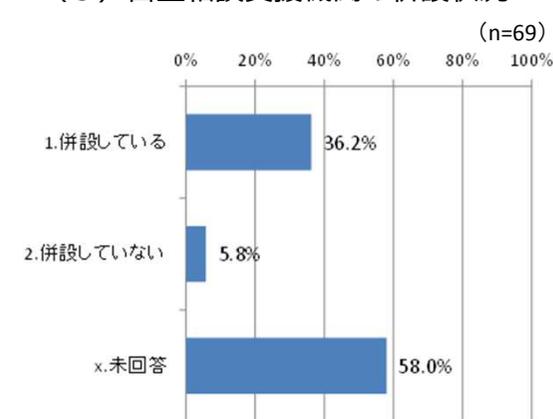
(1) 家計相談支援機関の設置形態



(2) 委託先の法人形態



(3) 自立相談支援機関の併設状況



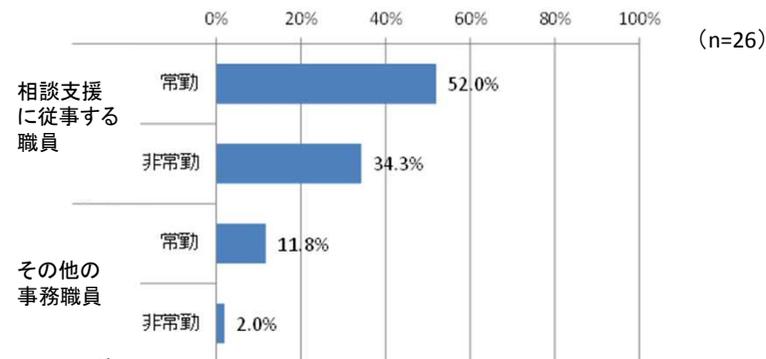
2 職員配置

- 自立相談支援事業との兼務職員を含むため、特に県内全体を対象とする場合は配置職員の総人数が10名を超える自治体も見られるが、1～2人程度の自治体の割合が多い。
- また、職員の保有資格についてみると、ファイナンシャルプランナーや社会福祉士・社会福祉主事の資格を保有する者が多く配置されている。

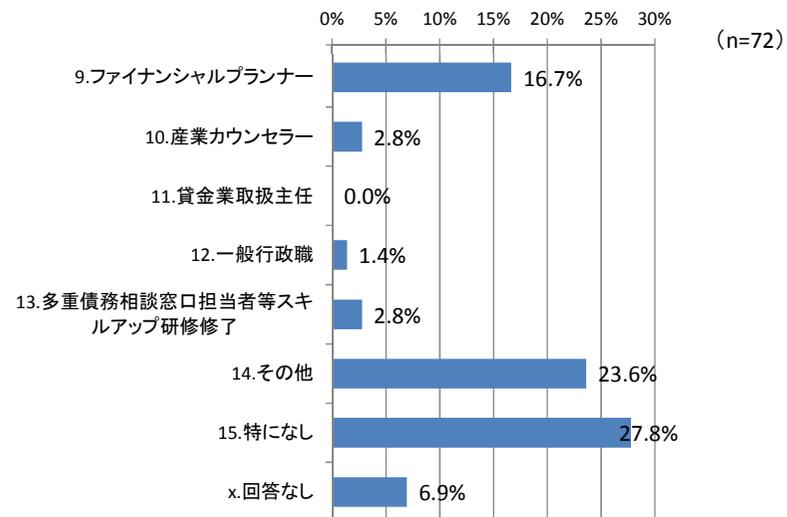
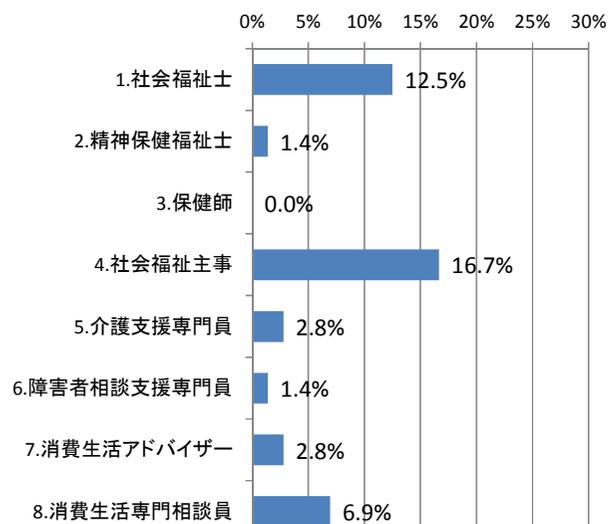
(1) 家計相談支援機関の職員配置予定（総人数）

配置予定人数	圏域数	構成比
1人	7	26.9%
2人	5	19.2%
3人	4	15.4%
4人	3	11.5%
5人	3	11.5%
6人	2	7.7%
11人	1	3.8%
23人	1	3.8%
全体	26	100.0%

(2) 家計相談支援機関の職員配置予定（内訳）



(3) 家計相談支援に従事する職員の保有資格等



子ども・若者の生活困窮支援に関する取組実態調査(抜粋)について

調査の概要

- 平成25年度社会福祉推進事業（子ども・若者の生活困窮者支援に関する研究事業）において、子どもの貧困の連鎖を防止するための施策のあり方を研究するため、全国1742市区町村を対象に実態調査を実施。

【実施機関】 国立大学法人東京学芸大学

【調査期間】 平成25年10月～11月

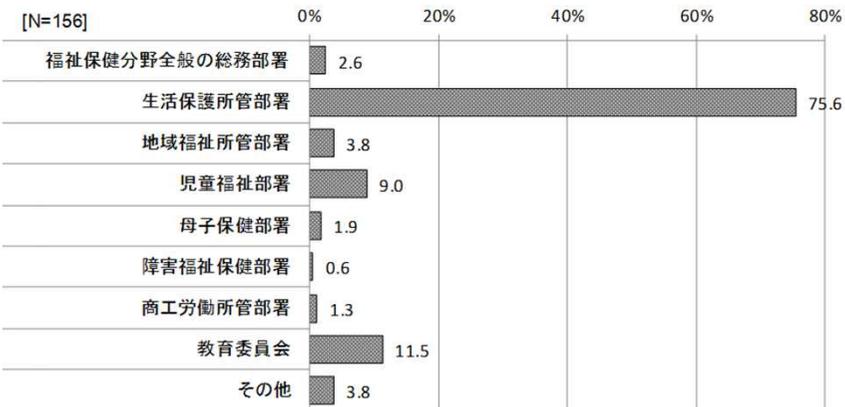
【回収状況】 1016箇所／1742箇所（回収率58.3%）

- ※ 本調査は全国の自治体における悉皆調査であり、平成25年度生活困窮者自立促進支援モデル事業（学習支援事業実施の17自治体）及び生活保護世帯の子ども等の健全育成支援事業（94自治体、中学1～3年生を対象に実施）も内数に含まれる。

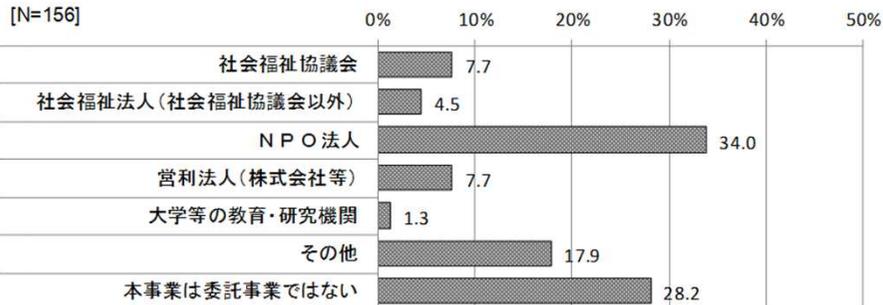
1 実施形態

- 事業の所管部署については、生活保護担当部署が最も多く75.6%、次いで教育委員会が11.5%、児童福祉部署が9%となっている。
- 事業の実施主体は、市区町村がもっとも多く85.9%、次いで都道府県が14.1%である。
- 事業の委託先は、NPO法人への委託が34%で最も多く、その他（社団法人、財団法人、学校法人等）が約18%となっており、委託事業でない割合が約28%である。
- 学習支援を行うスタッフは、有資格者は少なく、雇用関係がなく交通費等のみ支弁している場合が多い。
- スタッフに対する研修については、特に実施していない割合が最も多いが、研修を実施している場合には、実際の学習支援に携わる中でOJTで知識・スキルを習得させている割合、OJT以外に研修を実施している割合が一定程度ある。
- 事業の実施場所は、一時開設する場所として公民館、生涯学習センター等が多く、次いで児童養護施設、特別養護老人ホーム等が多い。常時開設する場所としては、NPOや企業等の施設が多い。

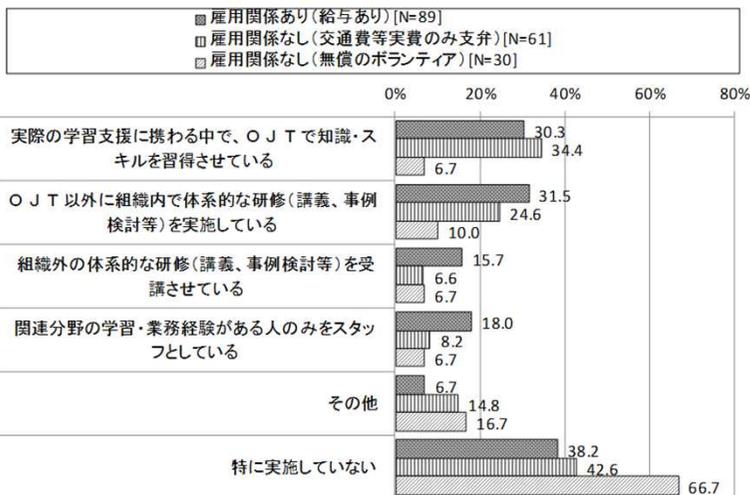
(1) 所管部署



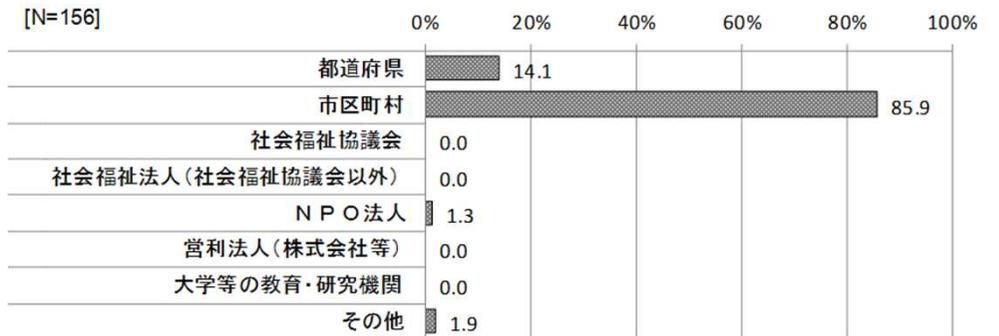
(3) 委託先



(5) スタッフに対する研修



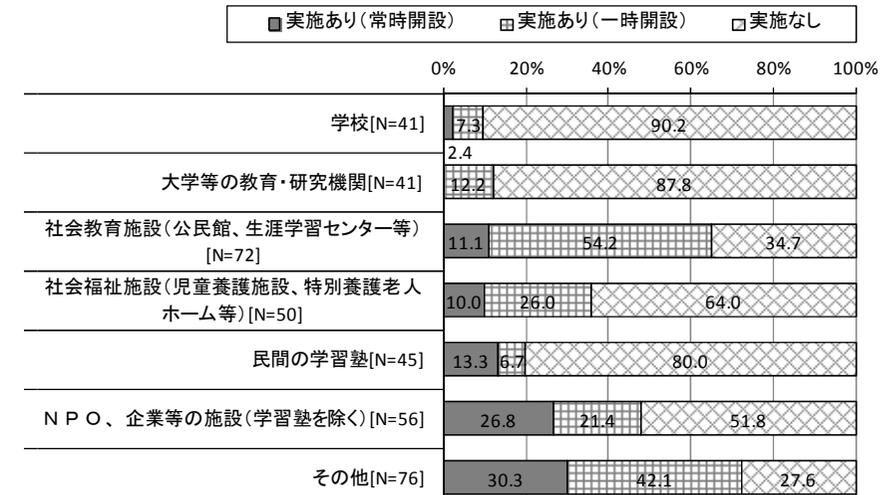
(2) 実施主体



(4) 学習支援スタッフ(1事業あたり平均人数)

雇用関係	教諭(養護教諭含む)、保育士	医師、保健師、看護師	臨床心理士、児童心理司(類似資格含む)	社会福祉士、精神保健福祉士、児童福祉士	その他	資格なし
雇用関係あり(給与あり)	3人	0人	0人	0人	4人	3人
雇用関係なし(交通費等実費のみ支弁)	1人	0人	0人	0人	8人	19人
雇用関係なし(無償のボランティア)	0人	0人	0人	0人	2人	4人

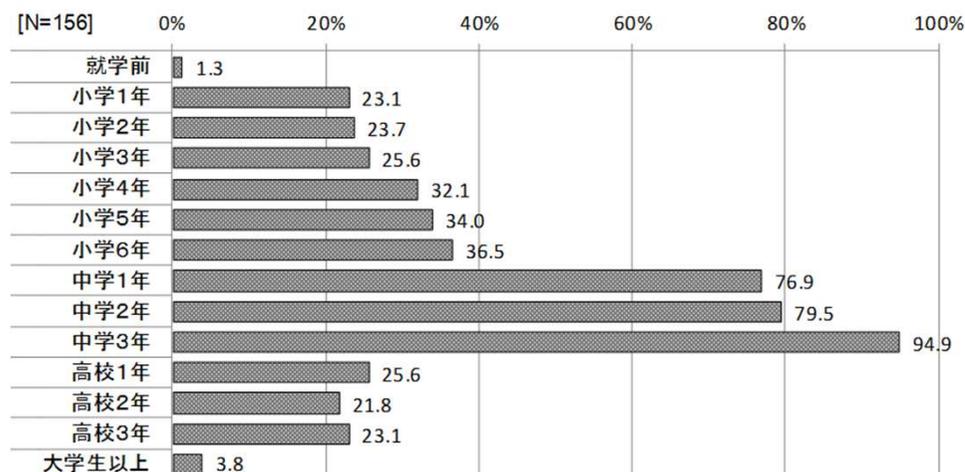
(6) 実施場所



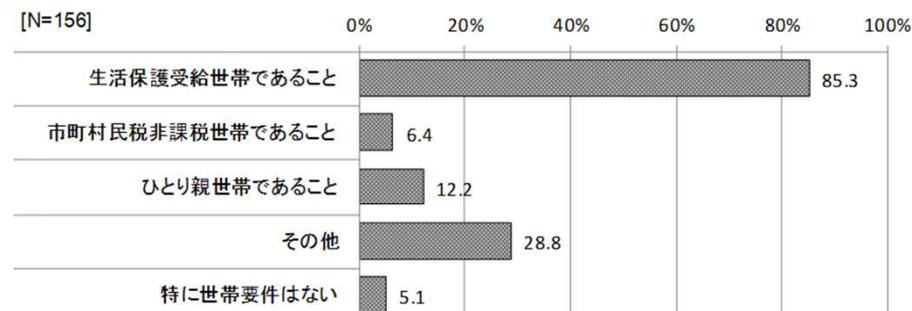
2 支援対象者

- 事業の対象となる子どもの学年は、中学3年生が約95%で最も多いが、中学1年生、中学2年生が8割弱で、主に中学生が対象となっている。
- 世帯要件は、生活保護受給世帯であることがもっとも多く85.3%、次いでひとり親世帯であることが12.2%、市町村民税非課税世帯であることが6.4%である。なお、その他としては、生活保護受給世帯に準ずること、定性的に生活困窮が認められる世帯であること等が挙げられている。
- 居住地要件は、事業実施拠点が存在する市区町村内とする自治体が多く、小学校、中学校区内としているところもみられる。
- 対象者数は、21～50人がもっとも多く30.5%、次いで1～20人が28.4%であり、うち生活保護受給世帯の子どもの人数については、1～20人がもっとも多く38.336.7%、次いで21～50人が32.0%となっている。

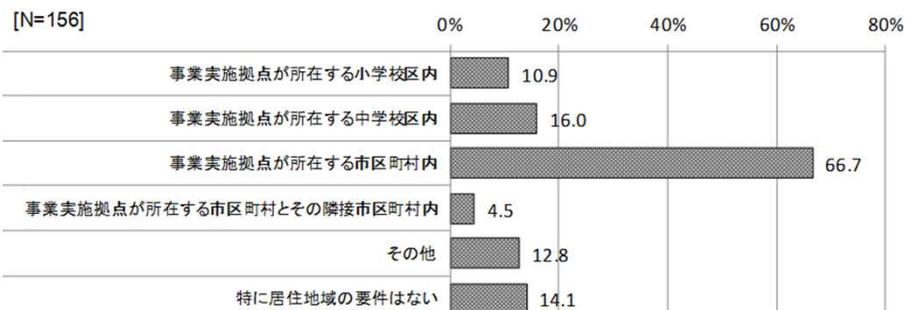
(1) 対象となる子どもの学年



(2) 世帯要件



(3) 居住地要件



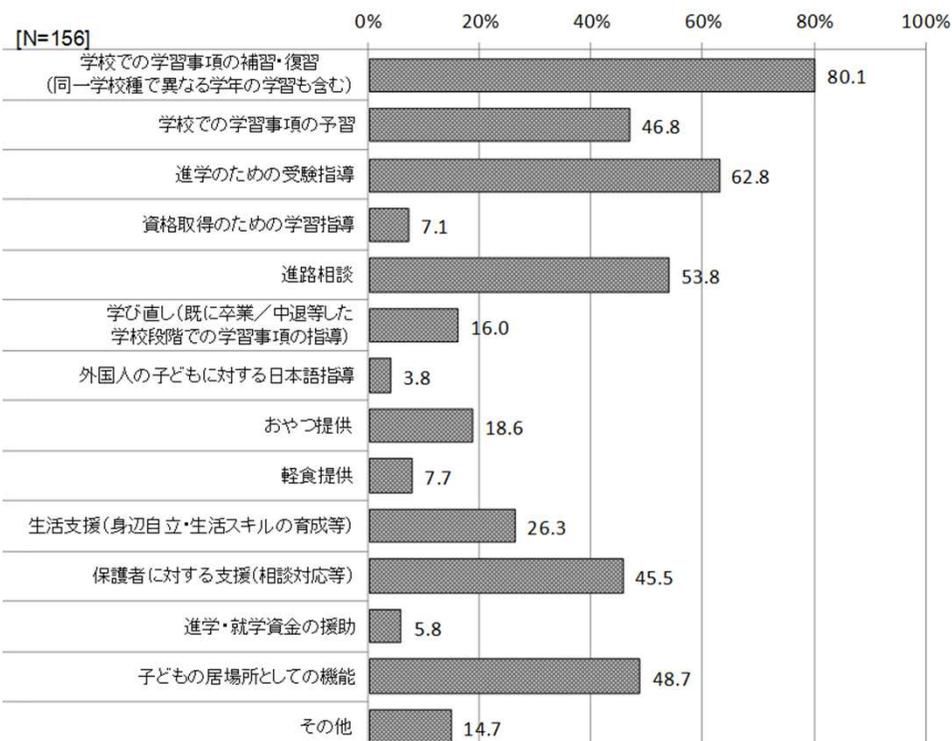
(4) 対象者数



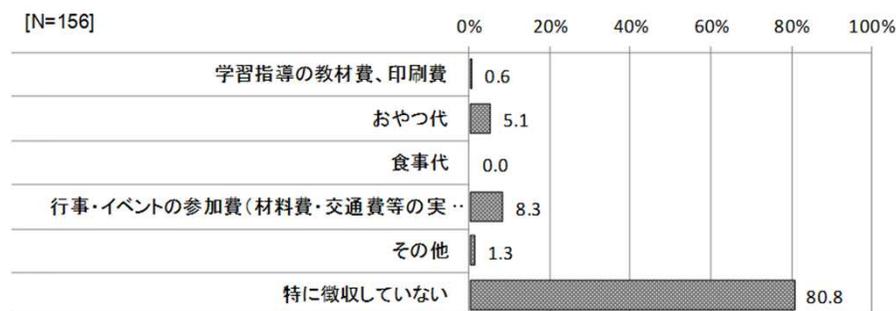
3 事業内容

- 事業の内容としては、学校での学習事項の補習、復習が8割以上、次いで進学受験指導や進路相談が多くなっている。
- 事業実施に当たり、8割以上の自治体で利用料は徴収していないが、おやつ代や行事・イベント等の参加費などの実費については徴収している例がある。
- 事業への参画を促す方法については、生活保護のケースワーカーが声をかけている例が約8割を占めている。次いで、案内のハガキ等を個別送付している（25.6%）、学校の教員やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等が声をかけている（18.6%）となっている。なお、その他としては、相談員・支援員による声かけ、学校での案内状配布、メールマガジンによる周知等がある。
- 一年間の事業費については、500～1000万円未満が23.9%と最も多く、次いで1～100万円未満及び1000万円以上が17.7%である。そのうち自治体負担額は、0円が68.3%と最も多く、次いで1～100万円が13.5%である。活用している国の事業としては、セーフティネット補助金、要保護児童生徒援助費補助金、ひとり親家庭生活支援事業等が挙げられ、国負担額は500～1000万円未満が21.5%と最も多く、次いで1～100万円が20.4%である。

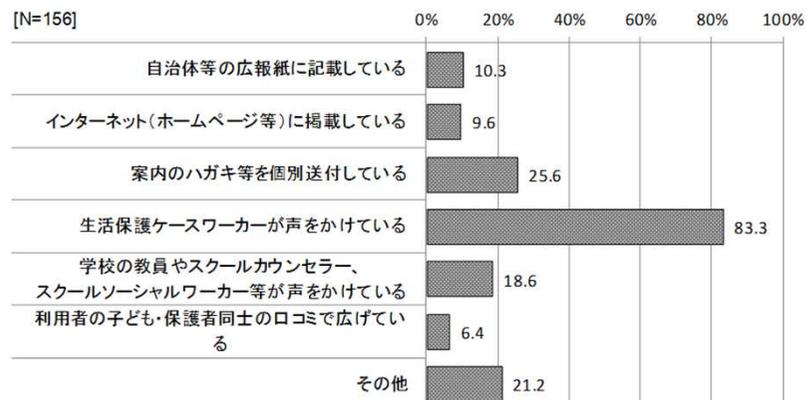
(1) 事業内容



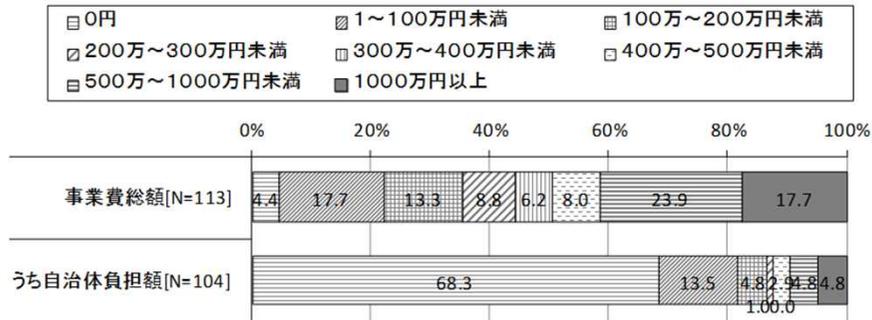
(2) 利用料の徴収



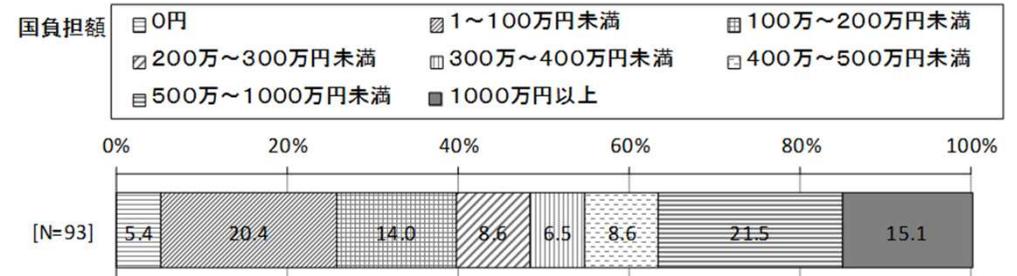
(3) 参画促進の方法



(4) 1年間の事業費



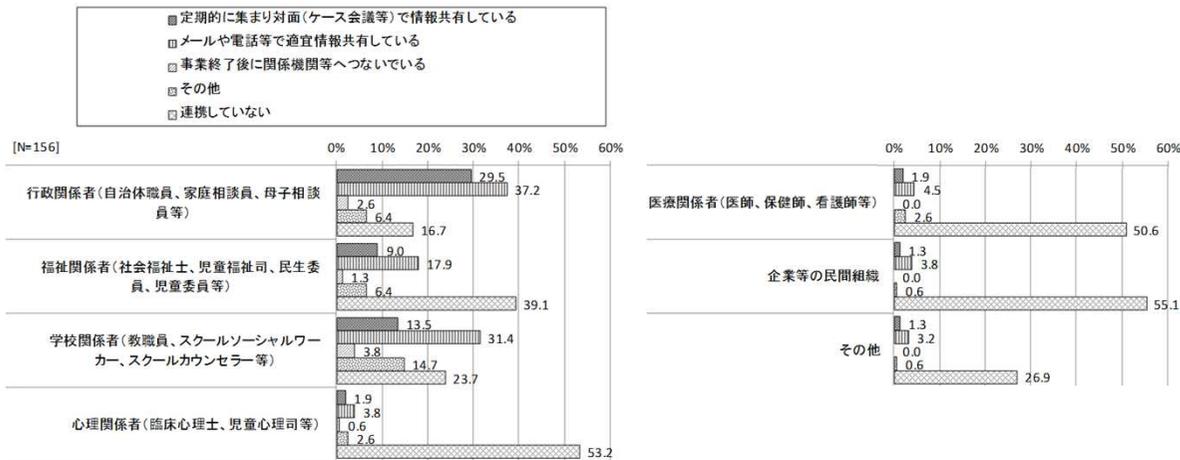
(5) 国庫負担額



4 その他

- 関係者との連携状況については、行政関係者（自治体職員、家庭相談員、母子相談員等）とは、メールや電話等で適宜情報共有している割合がもっとも多く37.2%、次いで定期的に集まり対面（ケース会議等）で情報共有されている割合が多い。
- 事業実施体制について工夫していることについては、教員や社会福祉士等を目指す学生ボランティアを活用している割合が44.9%でもっとも多く、次いで子どもが物理的にアクセスしやすい拠点・施設で活動している割合が42.3%、支援に携わる関係機関・関係者同士で連携しているが38.5%である。

(1) 関係者との連携状況



(2) 事業実施体制について工夫していること

